**医療的ケア児実態調査　概要**

**１．目的**

　　府内における医療的ケアを必要とする障がい児（以下「医療的ケア児」という）の実態は十分には把握されていないことから、その現状を調査することで、医療的ケア児等への支援について検討する際の基礎資料とする。

**２．実施主体**

　大阪府

**３．調査概要**

**Ａ.医療的ケア児把握調査　～病院・診療所向け調査～**

**目的：府内市町村において在宅で生活する医療的ケア児の数の把握**

　　（１）調査先：　在宅療養支援　　　　※府内：1,918箇所（診療所：1,788、病院：130）

　　　　　　　　　　小児科のある病院　　※府内：135病院

　　（２）調査対象：診療報酬上の在宅加算算定児

　　　　　　　　　国の調査をもとにした、「在宅療養指導管理料」C100～C119の全28項目のうち、ダブルカウントを含む「C100～C101-3、C108-2」の5項目を除いた診療報酬項目に該当する児

　　（３）調査方法：別紙調査票を病院・診療所へ送付する。

必要事項を記入の上、同封の返信用封筒（料金受取人払）にて回答を依頼。

※FAX、もしくは「大阪府インターネット申請・申込サービス」からの回答も可能。

※調査票は大阪府のホームページ「重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業」からもダウンロード可能。

　　（４）調査項目

①診療報酬項目（医療的ケア児数）

②居住市町村

③年齢

　　（５）その他

　　　　　第４回NDBオープンデータを用いて、C000歯科訪問診療料、C001訪問歯科衛生指導料、C001-3歯科疾患在宅療養管理料の大阪府（19歳まで）における算定回数を算出し、医ケア児の歯科の受診状況を調査する。